

徳之島町農業委員会

第 1 回定例会

議事録

令和 8 年 1 月 1 9 日

徳之島町農業委員会会議事録

1. 開催日時 令和8年1月19日（月）午前9時30分から

2. 開催場所 1階多目的ホール

3. 議事日程

第1 議案第1号 農地法第3条許可申請議案について（1件）

第2 議案第2号 農地法第5条許可申請議案について（1件）

第3 議案第3号 地籍調査による地目の転用申請について（1件）

4. 委員 出席 14人 欠席 0人

1番	出席	白 山 明	8番	出席	爲 島 良 一
2番	出席	平 山 正 也	9番	出席	武 島 光 子
3番	出席	嶺 田 正 秀	10番	出席	藤 田 喜 文
4番	出席	崎 田 広 光	11番	出席	内 博 行
5番	出席	鮫 島 徹 三	12番	出席	林 慶 造
6番	出席	木 場 友 広	13番	出席	原 田 辰 法
7番	出席	嘉 山 杏 奈	14番	出席	里 美 幸

5. 農地最適化推進委員 出席 4人 欠席 0人

1番	出席	林 誠 一 郎	3番	出席	泰 良 誠
2番	出席	福 洋 一	4番	出席	福 岡 佑 希

6. 事務局職員

局長	白 坂 貴 仁
次長	星 野 弘 仁
主査	米 島 武勇幾

議長	おはようございます。これより令和8年1月の農業委員会定例会を行いたいと思います。 本日は、全員出席であります。 本日提案された議案は、農地法第3条許可申請議案が1件、農地法第5条許可申請議案が1件、地籍調査による地目の転用申請についてが1件、合計3件となっております。署名委員は、14委員と2委員になっておりますので宜しくお願い致します。 議案は、一括して事務局が説明することに致します。補足などがありましたら審議の段階で、担当委員からお願い致します。それでは議案1号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号1号を事務局より説明をお願い致します。
事務局	議案1号。 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明します。 受付番号1号。 譲渡人、大阪府、〇〇歳、〇〇〇〇さん。 譲受人、母間、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。 申請区分面積が、田1筆36㎡・畑24筆11,815㎡。 権利取得後の面積が、21,843㎡。 農業の廃止、規模拡大です。 作付け予定作物は、さとうきびとみかんで、許可後、贈与となっております。 以上1件、申請書類上においては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご審議の程、宜しくお願いします。
議長	これから議案1号について質疑を行います。 受付番号1号について、質疑のある方は挙手を持ってお願い致します。 質疑はありませんか。
4委員	反あたりいくらですか。
9委員	〇〇万円です。

9委員	これはですね。 〇〇〇〇〇さんの〇さんと、この〇〇〇〇さんの〇さんが、〇〇なんですよ。そう言うつながりで、もうみんなこの〇〇さんの子供達は、都会に行つて島には誰もいないもんですから、〇〇〇さんしかあといなくて。
4委員	これは、畑総。
9委員	畑総もしています。 みかん畑だけ、畑総してない所もあるんですけど、後は、ほとんど畑総しています。
4委員	畑かん入ってます。
9委員	畑かんも入って反〇〇万円。
議長	他にありませんか。 無ければ質疑を打ち切ります。 採決します。 受付番号1号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。 [全員挙手] 許可する事に致します。 続きまして議案2号。 農地法第5条許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	農地法第5条許可申請について、事務局から説明します。 受付番号1号。 譲渡人：山、〇〇〇さん。 譲受人：亀津、〇〇〇〇〇。 不動産の表示は、徳之島町〇〇〇〇〇番〇。 地目は、畑。 面積は、164㎡。 原因については、申請地は、大島支庁徳之島事務所発注の畑地帯総合整備

事務局	事業(担い手支援型、一般)、徳之島〇〇〇〇〇〇〇〇施行現場近くに現場作業員の〇〇〇、〇〇〇〇及び〇〇〇〇等の設置場所が確保出来ない爲。と記述があります。 〇〇〇〇、農用地区域内農地の爲、県農業会議へ意見を聞く案件となります。 資料その他にありますとおり、本来は、3筆によって重機等資材置場の面積が必要となりますので、この図面は差し替えが必要となります。 以上1件です。 ご審議の程、宜しくお願いします。
議長	それでは質疑に入りたいと思います。 質疑のある方は、挙手を持ってお願い致します。
事務局	ちょっとすいません。 もう一度話しをすると、議案2号という所にある、四角で囲んである所が、〇さんの土地になっていて、その他の所に大きくなった分があって、〇〇〇〇〇〇の分が〇さんの土地になっていて、その隣にある〇〇〇〇と〇〇〇〇です。ね、こちらの方が、最初に5条申請としてあがっていたんですけど、〇〇〇〇と〇〇〇〇の方は、登記の名義が違う。 もう亡くなっていて、その方、申請人では申請が出来ないと言う事でした。 それで、〇〇〇〇番〇を〇さんの所の現場事務所として。
他委員	聞き取れず。
事務局	この図面を変更して作り変えて、申請し直しが必要になってきます。
12委員	聞き取れず。
事務局	もうひとつの〇〇〇〇〇〇の方は、〇〇〇〇〇〇の方では、〇であると言うのは確認出来ている状態であります。 〇〇〇〇で、農用地区域内農地であるので、こっちは〇にあげないといけない案件となっているので、このままでは確実に通らないであろうと、それをその他でちょっとまた協議したいのがそのまま通して、その分はちゃんと〇〇に戻すと言う条件で、そのあたりをどうするかと言う判断を〇〇〇〇の

事務局	方で、判断してもらいたいと言うのがあります。
議長	他にないですか。 無ければ質疑を打ち切りたいと思います。 採決します。 受付番号1号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。 [全員挙手] 許可する事に致します。 続きまして議案3号。 地籍調査による地目の〇〇〇〇について、事務局よりお願い致します。
事務局	こちらは地籍調査室から説明があります。
地籍調査室 (〇)	おはようございます。 今回、〇〇〇〇の申請をさせて頂いた地区は、令和6年度に地籍調査を実施した、〇〇・〇〇〇地区の一部です。 お手元の資料、〇〇〇〇、調査後地目、面積、件数一覧表です。 畑から今回の〇〇〇〇は、それぞれ38件。 面積は、30,663.17㎡となっております。 〇〇・〇〇〇地区は、〇〇〇小学校周辺となっております。 ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。 地籍調査室による〇〇〇〇について、質疑に入ります。 質疑のある方は、挙手を持って宜しくお願い致します。
4委員	この所有者、亡くなっている方が多いんじゃないですか。 それはどうなるんですか。
地籍調査室 (〇)	それは、相続人を調査して立ち合いをしています。

議長

他にないですか。

無ければ質疑を打ち切ります。

採決します。

受付番号1号について、承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

承認する事に致します。

以上を持ちまして、本日の定例会を終了致します。

令和8年1月19日

署名委員

里 美 幸

平 山 正 也